

記述情報の開示の好事例集2024 金融庁 2025年2月3日

有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況等ほかの開示例

7. 「監査の状況」の開示例

目次

○有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況等ほかの開示例

7. 「監査の状況」の開示例

(番号)

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント

7-1

好事例として採り上げた企業の主な取組み

株式会社ベルシステム24ホールディングス

7-2

開示例

株式会社ベルシステム24ホールディングス

7-3

株式会社T&Dホールディングス

7-4

住友ベークライト株式会社

7-5

積水ハウス株式会社

7-6

乾汽船株式会社

7-7

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例
<ul style="list-style-type: none">重点監査項目を列挙することも有用だが、<u>重点監査項目に対する監査結果や監査役会等の認識を記載</u>することはより有用	<ul style="list-style-type: none">株式会社ベルシステム24ホールディングス(7-3)株式会社T&Dホールディングス(7-4)
<ul style="list-style-type: none"><u>監査役監査や内部監査体制の強化のために行っている取組みや、監査人の評価について具体的に開示</u>することは有用	<ul style="list-style-type: none">積水ハウス株式会社(7-6)乾汽船株式会社(7-7)
<ul style="list-style-type: none">監査の状況では、監査上の主要な検討事項(KAM)の記載に特に注目しているため、<u>会計上の主要な論点</u>が何か、<u>KAMについての監査役等の検討内容等</u>について具体的に開示することは有用	<ul style="list-style-type: none">株式会社T&Dホールディングス(7-4)住友ベークライト株式会社(7-5)

好事例として採り上げた企業の主な取組み（株式会社ベルシステム24ホールディングス）

経緯や
問題意識

- 監査役(会)としての活動は、コーポレート・ガバナンスを担う重要な活動であるにもかかわらず外部(株主・機関投資家等)からまた、社内においても見えづらいことから、監査活動についてわかりやすく開示していく事が、当社の企業価値向上に資すると考え開示の充実に努めた。「監査の状況」の監査役活動内容については常勤監査役が記載した後、執行側(財務統括・IR)にて確認し開示するというプロセスを取っている。

プロセスの
工夫等

- 1年間の監査活動の振り返りとして期末に監査役会実効性評価を実施しており、年度の監査活動における各監査役の認識について意見交換を行うと共に、次年度実効性向上のための重点取組み事項を協議している。この場において監査役会としての認識擦り合わせを行うことができ開示に向けて有益な議論が出来ている。

充実化した
ことによる
メリット等

- 監査役会実効性評価の開示が外部(報道機関や機関投資家、アナリスト、有識者等)の目に触れ、取組みについて新聞、Web記事、研修会等で紹介されたことで当社の活動が認知された。これにより社内においても監査役活動への理解促進が進み、執行側の監査役への協力体制の構築に寄与したものと認識している。

開示をする
に当たって
の工夫

- 監査計画策定段階にて当該年度の外部環境並びに内部環境を整理し重点監査項目を策定している。その重点監査項目についての監査活動内容を記載すると共に監査活動の結果としての監査役会の認識まで記載することで株主・機関投資家等へ監査役が結果をどのように判断したかについてご理解いただける様、工夫した。

株式会社ベルシステム24ホールディングス（1/1）有価証券報告書（2024年2月期）P65-66

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

① 監査役監査の状況

c 監査役会の具体的な検討事項

当事業年度において監査役会で定めた重点監査項目は以下の通りであります。

重点監査項目	監査のポイント
グループガバナンス体制の整備・運用状況	企業理念・中期経営計画の開示・浸透・推進状況 海外子会社の内部統制整備・運用状況 国内子会社・関連会社への経営監督・支援機能の整備状況
財務・非財務情報開示体制の整備・運用状況	財務・非財務情報開示プロセス体制の検証 取締役会における審議状況の検証
全社的リスクマネジメント体制の整備・運用状況	リスクマネジメント体制における取締役会の監督機能検証 リスクマネジメント委員会の実効性検証
サステナビリティ経営推進体制の整備・運用状況	サステナビリティ経営における取締役会の監督機能検証 サステナビリティ委員会の実効性検証 サステナビリティ課題への対応状況の検証

◆上記重点監査項目に対する監査活動内容と監査役会の認識は以下の通りであります。

1) グループガバナンス体制の整備・運用状況

当社グループは「中期経営計画2025」の策定とともにさらなる事業成長に向けたリブランディングの一環として、これまでの企業理念の構造を見直し、パーパスである「イノベーションとコミュニケーションで社会の豊かさを支える」の下、従業員の行動理念を5つのバリューとして言語化するとともに、新たにコーポレートボイス「その声に、どうかたえるか。」を策定いたしました。監査役会としては中期経営計画並びに新しい企業理念のグループ各社従業員への理解・浸透状況を、事業所等への往査及び従業員へのインタビュー等で確認をいたしました。また、当事業年度より連結子会社化したBELLSYSTEM24 VIETNAM Inc.（ベトナム）の内部統制整備・運用状況並びに、親会社による連結子会社・関連会社への経営支援・監督状況を監視・検証いたしました。

（監査役会の認識）

グループ監査役連絡会を年2回開催し子会社の監査役より報告を受け、内部統制部門及び会計監査人も連絡会に参加しリスク関連情報の共有が図られており有効と判断いたしました。

また、海外子会社往査において現地の課題を把握し提言を実施、引き続き内部統制整備・運用体制について監視・検証が必要と認識いたしました。

2) 財務・非財務情報開示体制の整備・運用状況

財務情報・非財務情報の開示に至るまでのプロセスの整備状況、運用状況並びに取締役会における審議状況を監視・検証いたしました。法定開示及び適時開示は開示プロセスとして監査役が事前確認を行った上、取締役会における審議の十分性について確認いたしました。特に当社グループの財務報告において重要な会計上の見積りについては注意を払い、のれん減損評価について、財務統括部門及び会計監査人と協議を重ね、のれん減損評価に係る会計監査人の監査の相当性について検証いたしました。また、監査上の主要な検討事項（KAM）については、会計監査人と定期的に協議を行い、対象候補項目について会計監査人の検討状況及び監査の実施状況について報告を受け、適宜意見交換を実施してまいりました。

（監査役会の認識）

開示検証の網羅性の観点からガバナンス体制の一環として開示検証責任の明確化を取締役会へ提言した結果、各開示資料の開示責任が明確になったことは有効と判断いたしました。また、会計監査人と監査上の主要な検討事項（KAM）について四半期ごとに監査論点について意見交換を図り認識を確認したことは有効と判断いたしました。

3) 全社的リスクマネジメント体制の整備・運用状況

当社グループのリスクマネジメント体制の整備・運用状況は最高リスク責任者（CRO）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（サイバーセキュリティ含む）関連のリスクについては、取締役会及び経営会議における審議状況を監視・検証するとともに、適宜意見を表明いたしました。また、事業所往査及び従業員へのインタビュー等で発見された内部統制上のリスクや対処すべき課題については担当役員へ都度フィードバックを行い改善提案を行いました。

（監査役会の認識）

担当役員（CRO）により精力的に体制整備がなされており、体系だったリスクマネジメント体制の構築と継続的改善が図られており有効と判断いたしました。

4) サステナビリティ経営推進体制の整備・運用状況

当社グループのサステナビリティ経営における推進体制の整備・運用状況を最高サステナビリティ責任者（CSO）より状況を聴取するとともに、適宜意見交換を行いました。また、気候変動への対応、当社グループとして重要なサステナビリティ課題である人権リスク並びに人的資本経営の推進状況への取り組みについては、取締役会における審議状況を監視・検証し、適宜意見を表明いたしました。

（監査役会の認識）

サステナビリティ推進委員会の監督の下、取締役会へ報告がなされており、取り組みや対外開示とともに定量目標の設定、役員報酬への反映など整備が進んだことは有効と判断いたしました。

好事例として着目したポイント

- 重点監査項目ごとに監査のポイントを端的に記載するとともに、重点監査項目に対する監査活動を具体的に記載
- 重点監査項目ごとの監査結果と監査役会の認識を端的に記載

株式会社T & Dホールディングス（1/1）有価証券報告書（2024年3月期） P104-105

(1) 【監査の状況】 ※ 一部抜粋

イ. 当事業年度の重点監査項目等

- ・2023年度の監査計画において、「グループ長期ビジョンに基づくグループ経営の推進状況の監査」として設定した重点監査項目及び監査活動の概要は次の表に記載のとおりです。
- ・取締役会等の重要な会議への参加、執行部門へのヒアリング等を通じた監査の結果、いずれの項目についても特に改善を要する事項はありませんでしたが、今後の課題と把握した事項については次年度以後も継続して監査を行ってまいります。

重点監査項目	主な監査活動と課題認識
①コアビジネス（生命保険事業）の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役との定期的な意見交換による両者の課題認識の共有 ・生保3社のビジネスモデル強化に向けた取組状況の確認 <p>グループ長期ビジョン達成に向けては、国内生保事業の収益基盤強化が重要であり、その取組状況について、継続してモニタリングを実施します。</p>
②事業ポートフォリオの多様化・最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・海外事業投資（クローズドブック事業・新規投資の検討）の実施状況、リスク管理態勢の確認 <p>海外事業投資先について、ビジネスが拡大・複雑化しており、リスク管理態勢の状況を一層注視します。</p>
③資本マネジメントの進化	<ul style="list-style-type: none"> ・経済価値ベースのソルベンシーを指標とした株主還元方針の検討状況の確認 ・金利リスク削減状況や政策保有株式の縮減状況の確認 ・経済価値ベースのソルベンシー規制への対応状況の確認 <p>経済価値ベースのソルベンシーに基づく資本マネジメントは重要なテーマであり、金利リスクの削減や政策保有株式の縮減等のリスクマネジメントを通じた資本効率の向上について、継続してモニタリングを実施します。</p>
④グループ一体経営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員エンゲージメント調査等の人的資本向上に向けた取組みの確認 ・資産運用におけるグループ協働の取組みの確認 <p>グループ一体経営の推進は重要な課題であり、その取組みの進捗状況について、グループ横断的な監査視点を設定しつつ継続的に確認します。</p>
⑤SDGs経営と価値創造	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ重点テーマへの取組状況及び各種資料における開示状況の確認 <p>有価証券報告書にサステナビリティ情報の開示が必要となるなど企業に求められるレベルが一層高くなる中、グループとしてのサステナビリティ課題への取組状況を一層注視します。</p>

- ・また、指名・報酬委員会における取締役等の選解任・報酬の決定等に関する審議内容について2023年度は監査等委員会で12回の報告を受ける他、当グループ各社の常勤監査役との情報連携、監査等委員でない社外取締役及び代表取締役との意見交換等を通じ、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めました。

ウ. 当事業年度の監査等委員会での主な検討事項

※監査等委員会の主な検討事項は、「(1) コーポレート・ガバナンスの概要②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等④ 当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要・当該体制を採用する理由及び会社の機関の内容」に記載しております。

エ. 会計監査人、内部監査部との連携

会議	回数	実施内容
三様監査（監査等委員・会計監査人・内部監査部の連携）	6回	監査等委員・会計監査人・内部監査部が出席し、各監査計画、監査の実施状況等について三者間での情報共有を図りました。
会計監査人との連携	5回	監査等委員・会計監査人・内部監査部及び経理部門（オブザーバー）が出席し、四半期レビュー、中間・期末監査結果等について、会計監査人より報告を受け意見交換を行いました。
	15回	<p>(2) 監査等委員会と会計監査人の双方向からの積極的な情報連携・共有を行いました。当事業年度は、海外関連会社の会計処理の留意点や海外往査の状況等について意見交換を行いました。</p> <p>また、「監査上の主要な検討事項（KAM: Key Audit Matters）」について、会計監査人から各社の事例分析の結果を連携のうえ、KAM候補の提示を受け、協議を重ねております。監査等委員はKAM設定が適切であることを判断するとともに、記載内容と関連する情報開示の適切性・整合性等を確認しました。</p>
内部監査部との連携	12回	監査等委員会において内部監査結果及び子会社の内部監査実施状況・結果の報告を受けたほか、常勤監査等委員と内部監査部との連絡会を毎月開催する等、緊密な連携を図りました。

好事例として着目したポイント

- (1) 重点監査項目ごとに、主な監査活動と課題認識について表形式で端的に記載
- (2) KAMに関する取組みを端的に記載するとともに、会計監査人の設定したKAMの適切性についての判断について記載

住友ベークライト株式会社 (1/1) 有価証券報告書 (2024年3月期) P64-67

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

ロ 監査役会の活動状況

監査役会は、法令、定款および監査役会規程の定めに従い、監査に関する重要事項について決議、協議、報告および検討を行っており、当事業年度における運営状況は次のとおりであります。

(中略)

(監査役会のその他の主な活動)

	開催回数	備考
代表取締役社長との意見交換会 (四半期ごと)	4回	すべてに全監査役が参加。
会計監査人との情報共有および意見交換	10回	全監査役参加で6回、全常勤監査役と社外監査役1名参加で1回、全常勤監査役のみ参加で3回開催。
会計監査人の国内往査講評立会いおよび海外往査同行	9か所	常勤監査役が国内5か所すべてに立会い、海外4か所すべてに同行。
社外役員会 ^(注) への出席	11回	すべての社外役員会に全監査役が出席。

(注) 6月以外の毎月、取締役会の前に社外取締役、常勤監査役、社外監査役、総務本部・経理企画本部統轄取締役、総務本部担当執行役員、総務本部、経理企画本部といった中核メンバーに、議題に応じて関係する役職員が加わって開催される会合。

(代表取締役社長執行役員との意見交換)

代表取締役社長執行役員と原則、四半期ごとに会合を持ち、監査活動の報告や会社経営をめぐる諸課題について意見交換を行いました。

(会計監査人との連携とその「監査上の主要な検討事項」に関する検討)

監査役会は、会計監査人との間で年間を通して会合を持ち、年間監査計画、リスクの評価と監査の重点領域、監査上の主要な論点、監査職務の遂行状況などに関して情報共有や意見交換を行い、四半期レビューや会計監査人監査報告書についての報告を受けています。また、前事業年度までにその有用性が確認されたことを踏まえ、引き続き常勤監査役が会計監査人の国内往査の監査講評への立会いや中国および欧州の重要な子会社4社に対する往査への同行などを行い、相互連携を深めながら、総合的に会計監査人の監査の相当性を確認しています。なお、会計監査人が過去の他社の監査に関連して当事業年度に日本公認会計士協会等から受けた処分についても適時に報告を受け、当社への影響が軽微であることを確認しました。

特に、「監査上の主要な検討事項」については、会計監査人から候補として提示された海外子会社ののれんの評価などに関連した具体的なテーマ数件について、当事業年度の監査計画、期中の四半期レビュー結果報告、期末の監査報告等の各段階で、監査の進捗に合わせて数度にわたり会計監査人と議論したほか、海外往査での子会社との議論にも立ち会うなど、慎重に検討しましたが、意見の相違はありませんでした。

(社外取締役との連携)

監査役会は、取締役会や監査役監査の実効性をより高めるため、社外取締役との連携も重視しており、社外役員会に全監査役が出席し、M&Aを含む重要な投資案件、重要な事業再編、サステナビリティ活動といった取締役会の議案や報告事項、取締役会の実効性の評価などについての意見の交換や経営に関する様々な情報の共有を行っております。

監査役会は、国内事業所、子会社への往査を、可能な範囲で希望する社外取締役と協働で実施することとしております(当事業年度は1か所協働で訪問)。

ハ 監査役会の主な活動

各監査役は、監査役会としての活動に加え、主に次のような監査活動を行い、監査活動を通じて気づいた事項について、取締役や業務執行部門に適宜課題提起や提言を行いました。

(中略)

- 常勤監査役は、積極的に監査の環境整備および社内の情報収集に努め、常勤者としての業務分担に従って、重要な起案決裁や経営会議の資料の回覧を受けているほか、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会などの重要な会議への参加や、リスクアプローチで選定した事業所および子会社への往査および会計監査人の会計監査往査や監査室が行う内部監査往査への立会いを積極的に行っています。当事業年度は、当社のサステナビリティ活動の高まりを踏まえ、新たにサステナビリティ推進委員会にも参加し、マテリアリティや人権方針の制定などについて積極的に提言を行いました。
- 常勤監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対して業務の執行状況に関する聴取を逐次行うほか、当社グループの内部統制システムを支える部署との交流を重視しています。具体的には、総務本部、人事本部、経理企画本部、IT推進本部、経営戦略企画室、監査室を集めての定期交流会を開催し、情報交換だけでなく、それらの部署相互の交流も促進するほか、生産技術本部、研究開発本部、経理企画本部、監査室といった部署と個別の定期交流会も開催し、情報の共有や意見の交換を行っています。
- 常勤監査役は、日本監査役協会、日本公認会計士協会など社外の講演会(WEB会議形式を含む全69回)を活用して制度の改正など事業を取り巻く環境の変化に係る最新の情報の入手にも努めており、特に当事業年度はサステナビリティをめぐる情勢の把握に注力しました。常勤監査役は、それらの活動で得られた情報や知見を監査役会を通じて社外監査役とも共有し、監査役会での議論を踏まえて、監査活動の実効性のさらなる向上に努めています。
- 社外監査役は、監査役会での活動に加え、取締役会以外の、役員連絡会、業務連絡会、予算会議などの重要会議に参加するほか、事業所や子会社の往査にも可能な範囲で参加し、その専門的な知見を踏まえた提言を行っています。

(内部監査部門との連携)

常勤監査役は、社長と並行して監査室長から対面で個々の内部監査の結果の報告を受けているほか、監査室が行う内部監査の監査講評や往査への立ち合い、さらには監査室と定期的な交流会を通じて、監査計画、監査アプローチ、結果報告、監査後のフォローの各段階について、その実効性の確保に向けた助言や意見交換を行っています。常勤監査役は、それらの状況を適宜監査役会に報告するほか、年に1度は社外監査役も監査室との定期交流会に参加するなど、監査役会と監査室は緊密な連携を保っています。

好事例として着目したポイント

- (1) KAMに関する取組みを端的に記載するとともに、会計監査人の設定したKAMに関する意見の相違の有無について記載
- (2) 監査役の活動を常勤監査役と社外監査役に分けて、それぞれ具体的に記載

積水ハウス株式会社（1/1）有価証券報告書（2024年1月期） P98-100

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

(ハ) 監査役会の実効性評価

・ 監査役会では、監査品質の向上や監査役会運営の向上を目的に、2024年1月期より監査役会及び監査役監査活動の実効性評価を実施しました。

(評価の方法)

2024年1月期の評価については、独立した第三者機関を起用し、以下の方法により実施しました。

- 全監査役を対象としたアンケート調査（第三者機関が作成・配布・回収）
- 全監査役、監査部長及び会計監査人を対象とした第三者機関によるインタビュー（1人あたり約1時間）
- 監査役会資料及び議事録等の閲覧

(中略)

その結果は、第三者機関として評価、検討の上、レポートにまとめられ、当該第三者機関よりその内容についての説明を受け、2024年2月開催の監査役会にて審議・決議し、3月の取締役会に報告しました。

(評価結果の概要)

(1) 結論

当社監査役会は、第三者機関のアンケート及びインタビュー結果の分析、提言を踏まえ、監査役会及び監査役監査活動の実効性が高い水準で確保されていることを確認しました。

また、当社監査役会は従来の監査活動に加え、昨年度に定めた重点事項に関する取組みが概ね進捗していることを確認しました。

	2024年1月期の 取組み事項	取組み内容 / 課題状況
1	当社グループにおける内部統制システムの整備・運用状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 個別具体的な取組みによる進捗が確認された。 <p>[主な取組み]</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査役が、リスク管理委員会、人事・報酬諮問委員会等に出席し、審議内容を監査役会にて共有した。 グループ全体の内部通報制度の整備状況の確認に加え、8月度より毎月の運用状況の確認を実施した。 子会社監査役の選任プロセスの確認と、当社監査役及び子会社監査役で構成されるグループ監査役連携会議を充実させた。
2	三様監査連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> 監査役、内部監査部門、会計監査人が一堂に会する三様監査連携会議を定期的開催するなどの取組みにより、三者の連携頻度が増し、意思疎通による改善への働きかけの向上が確認された。 <p>[主な取組み]</p> <ul style="list-style-type: none"> 三様監査連携会議を4回開催した。 監査役が月次で内部監査報告を受けるとともに、主たる子会社から定期的に内部監査報告を受けた。 米国子会社について、監査役と会計監査人が合同で監査を実施した。 <p>・ 今後、三様監査連携会議で共有された内容が、更なる改善に向けてそれぞれの監査活動に効果的に活用されることが期待される。</p>

(中略)

(中略)

(3) 更なる実効性向上のための課題

当社監査役会は、第三者機関からの、更なる実効性向上に向けた検討課題に関する指摘を踏まえ、今後重点的に検討すべき課題を以下のとおり確認しました。

	2025年1月期の 課題	課題の詳細	検討すべき取組み
1	グループ全体の 監査体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 国内外グループ会社の事業規模・リスクに応じ内部監査機能を整備・強化している現状を踏まえ、各社の監査体制及び内部統制システムの整備・運用状況の更なる改善に向けて、監査役による状況確認を充実させることが重要である。 特に、海外事業については、事業拡大のスピードに合わせたガバナンス体制の充実及び内部監査体制の構築・強化の途上である。内部監査部門はリスクの分析・可視化等を通じた監査の充実が必要であり、監査役はその強化・充実の支援をすることが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査部門等と連携し、各子会社の監査機能の充実度を評価しながら、監査役が、グループ全体の監査体制強化の状況を確認 内部監査部門等と連携し、監査リスクの分析、可視化を支援し、海外子会社の監査体制について、監査役会は、その実態に合わせた内部監査体制強化を支援
2	社外取締役との 連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 監査役会と社外取締役との連携は行われているものの、取締役会議題に関する議論に重点がおかれており、当社グループを横断する広い観点での議論がさらに必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会議題に限定しない横断的テーマについて、意見交換を実施し、社外取締役との連携をより深度あるものとすることによって、監査役は課題共有のスピード化と改善に向けた取組みを強化

好事例として着目したポイント

- 監査役会の実効性評価として、当年度の取組み内容や課題の状況に加え、第三者機関からの指摘を踏まえた翌年度の課題と課題の詳細、検討すべき取組みを具体的に記載

乾汽船株式会社（1/1）有価証券報告書（2024年3月期） P48

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

ホ. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定に際しては、当社の広範な業務内容に対応して専門的且つ効率的な監査業務を実施することが出来る一定規模と世界的なネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、監査費用が合理的且つ妥当であること、さらに過去の監査実績などにより総合的に判断をしております。

その具体的な判断に際しては、公認会計士審査会及び日本公認会計士協会の品質レビュー結果を確認し、監査役会で定めた会計監査人に対する評価基準に照らして、監査役会で審議し、監査法人の再任又は解任を決定しております。その結果、現在起用しているEY新日本有限責任監査法人の再任が相当であるとの結論に達しました。

ヘ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、下記を基準に行っております。

評価項目及び評価基準

適正確保体制	①会計監査人としての職務執行全般に亘り、適正確保に関する体制が十分にとられているか。 ②監査業務の継続に支障をきたすような変化やその兆候が見られないか。 ③海外のメンバーファームとの連携が十分図られているか。 ④監査業務に携わる人員数に変化は無い。また、公認会計士の員数は十分か。
コンプライアンス	①会社法第340条第1項の解任事由に該当する事例の有無。またその他法令に違反する事例はないか。 ②日本公認会計士協会、公認会計士監査審査会、米国PCAOB等内外の当局による検査結果及び対応状況はどうであったか。 ③公認会計士法に基づく処分の有無及びそれに対して適切な措置が講じられているか。 ④訴訟を受けている事案の有無。
会計監査人としての独立性	①独立性確保のための態勢、施策、研修は十分か。また、筆頭会計士/担当パートナーのローテーションへの配慮はなされているか。 ②独立性に抵触するような既存契約が存在していないか。 ③監査役会への報告が十分になされているか。
監査業務における品質管理	①品質管理基準をはじめ品質管理体制は十分か。 ②審査制度はきちんと機能しているか。
サービス提供態勢	①監査チームの組成状況に問題はないか。また、必要に応じて専門家の活用が図られているか。 ②監査手法の高度化及び効率化が図られているか。 ③情報セキュリティに関連して、情報機器や資料等の管理態勢は万全か。 ④外部委託を行っている場合、当該委託先の管理態勢は万全か。
見直し	①選任後5年毎に起用継続の可否について見直すものとする。
その他	①監査報酬に関して、当社規模、事業内容から見て現行の監査時間及び報酬単価は妥当か。 ②他の大手監査法人と比較しての全般的な評価。 ③執行部門、監査役、監査役会とのコミュニケーションはうまく図られているか。 ④監査法人としての決算状況並びに財政状態。

好事例として着目したポイント

- 監査役及び監査役会が実施する監査法人の評価に関して、評価項目及び評価基準を具体的に記載

！ 開示の好事例としての公表をもって、開示例の記載内容に誤りが含まれていないことを保証するものではありません。